

『これならわかる返り点』後始末

— 陳謝・回答・懸念 —

古田島洋介*

拙著『これならわかる返り点——入門から応用まで……』（新典社、平成二十一年）を刊行後、問題点の指摘も頂戴し、質問も寄せられ、また看過しがたい気がかりもふくらんできた。文字どほりの拙著となれば、かうした事態は避けられぬとはいへ、返り点に関する説明の体系化を意図する身として、黙つて進り過ぎすわけにはゆかぬ。ここに後始末と題して、陳謝と回答、そして懸念を記すゆゑである。

一 陳謝

まづは加地伸行氏と吉沢康夫氏にお詫びせねばならない。拙著八三―八五頁の二つの例文は、二疊庵主人こと加地伸行氏の『漢文法基礎』（増進会出版社、昭和五十二年／〔新訂版第三刷〕昭和六十三年）八二頁から拝借したものである。また、拙著九一頁の例文は、吉沢康夫氏の『新

漢文の基本構文130』（三省堂、平成三年）九〇―一〇頁から借用したものであつた。いづれについても注記を逸した非礼を深くお詫び申し上げる。

(一) 加地氏

加地伸行氏の二つの例文は、大学で担当する漢文学の授業において長年にわたり愛用してきたものである。長年と言つても、授業で使用した資料を年ごとにきちんと整理して保存してゐるわけではないので、いつからかは判然としないが、手もとに残つてゐる授業用資料を見るかぎり、平成七年度から用ゐてゐたことは確実だ。

例年、返り点の指導にさいしては、予備校で講師を務めてゐたころから書き溜めてゐる覚書に基づき、適切と思はれる例文を抜き書きして練習用の課題としてゐる。ただし、その覚書は、単に「これは返り点の練習問題に使へさうだ」と思つた例文を書き留めただけのもので、出典はおろか、どの書物で目にした例文なのかもほとんど記してゐない。今にして思へば、まつたく軽率な話である。加へて、授業で出題すべくワープロに打ち込んだ覚書は破棄したり、皺くちやになつた覚書は書き直したりしてゐるので、新旧の区別すら定かでない。かうした怪しげな覚書に頼つたのが失敗であつた。

第一例「有楚大夫於此」（此に楚の大夫有り／拙著八三頁）は、三字の名詞を二つの連読符号でつなげてしまふ方法と語構成に依じて返り点を付ける方法との二種が可能な例である。

有楚大夫於此 此に楚の大夫有り。

有楚大夫於此 (同右)

*『これならわかる返り点』後始末

古田島洋介 * 言語文化学科 教授 日中比較文学

同じく三字の名詞に返る例として、次の二つの文も覚書に見えることはたしかだ。

今臣生十二歳於茲一矣

今いま臣しん生うまれてこ茲こゝにじふに十二歳さいなり。

庸知其年之先後生於吾乎

庸どう知ち其年ねん之の先まへ後のち生うまれてわるべしや乎

語構成に依りて返り点を付ける「有楚大夫於此」のやうな方法をそのまま適用すれば、この二文についても「十二歳」「先後生」が持つ「二字＋一字」の語構成すなはち「十二＋歳」「先後＋生」に依りて、左のごとき返り点も付けられるはずだ。

今臣生十二歳於茲一矣

(同前)

庸知其年之先後生於吾乎

(同前)

しかし、一つめの「十二歳」は、「歳」から「十二」を飛び越えて、さらに上の字に四点で返るのであればともかく、「歳」で読みが切れるとなれば、「歳」に付けた三点がいかにも虚しく、甚だ心もとない。それに対して、二つめの「先後生」は、三点の「生」から四点で「知」に返るため、抵抗が少なくすむ。ただし、「楚の大夫」「楚大夫」とは異なり、いづれも「十二の歳」「十二歳」「先後の生」「先後生」と「の」を入れて訓ずるわけではないので、敢へて下一字を切り離す必然性が感じられない。要するに、右の二つの文を二種の返り点が付けられる例として持ち出すのは憚られるのだ。そこで、三字の名詞「楚大夫」が「一

字＋二字」の語構成を持ち、上一字と下二字とを助詞「の」によつて明確に分かつ「有楚大夫於此」を、ほぼ決め打ちに近い感覚で掲げた次第である。

第二例「比肩接踵一時」(一時に比肩接踵す／拙著八五頁)は、四字句を二字ごとに切り、二点の下に三点を打つ例外措置の一文である。

覚書には左のやうな例文もあり、類例は少くない。

諸嶺綿延屏列其左右

諸嶺しよれい其そのの左右さいうに綿延めんえん屏列びんれつす。

厭聞飲聽其人民之事

其そのの人民じんみんの事ことを厭聞えんぶん飲聽いんぎやうす。

馴致服習天下之心

天下てんかの心こころを馴致じんち服習ふくじゆす。

かうした例文のなかから特に「比肩接踵一時」を選んで練習問題としてゐるのは、説明に至便の一文であるからだ。なぜなら、四字句「比肩接踵」を二字づつに分解したとき、「比肩」と「接踵」を、それぞれ「比肩」(肩を比ぶ)「接踵」(踵を接す)のごとく、レ点の用法の確認も兼ねて解説できるためである。右に挙げた三例には、この説明方法が適用できない。そのうへ「比肩接踵一時」は「比」字の指導にも役立つといふのも、近年「比」を誤つて五画で書く学生がとみに増えてゐるからだ。小学校や中学校で「活字のとほりに書け」といふ不見識な指導が行はれてゐるのが原因かと推測するが、むろん「比」は四画で書くのが正しい。

なほ、「比肩接踵一時」のごとき四字の動詞に関する返り点は、拙著八五頁に記したとほり、「比肩接踵一時」と「比肩接踵一時」の二種が行はれてゐる。それを説明した拙著の記述は、例文の拝借を割り引いたとしても、加地氏の『漢文法基礎』八二頁に見える指摘と趣旨を

同じくしてをり、これまた甚だ申し訳ない思ひだが、例年、私が漢文学の授業で口にしてゐる内容をそのまま記した字句で、現に二種の返り点
が通用してゐる以上、趣旨が一致するのも已むを得ないところだ。ただ
し、拙著の記述は数年来ずっと気にかけてゐる返り点の実例を踏まへて
の話で、結論に関しては加地氏の説明といささか相違する可能性がある。
詳細については次節の【回答】で述べることにしたい。

ちなみに、右に論じた二つの例文「有楚大夫於此」「比肩接踵一時」
は、拙著の下書きと称すべき旧稿(3)においても、やはり注記なしに拝借し
てゐた。茲に重ねてお詫び申し上げる次第である。

さて、余談めくが、ここで他の二つの例文について些少の説明を補つ
ておかう。

一つめは「奴_レ僕_レ視_レ之」(之を奴僕視す／拙著八二頁)だ。これは三
字から成る動詞を二つの連続符号(ハイフアン)で結ぶ例だが、類例として次の例文も
覚書に見える。

児_レ童_レ視_レ之　之を児童視す。

この一文は、かつて授業中に小試験の問題として用ゐたことがあるが、
「児童視_レ之」(児童_レ之を視る)と返り点を付ける学生が続出したため、
以来、問題から取り下げた。「之を児童視す」と訓読するならば、どう
返り点を付けるか?といふ問題なのだが、「でも(児童_レ之を視る)と
も読めるぢやないスカ」と不平を述べる学生が多く、事が面倒になつた
ので、出題を取りやめたと記憶する。むろん、「奴僕視_レ之」でも「奴僕_レ
之を視る」と読めるはずだが、なぜかこの一文については不満が出ない。
「児童」よりも「奴僕」のはうが字面が重々しく、かつ学生にとつては

難しい「奴僕」の読みに気を取られるせぬだらうか。惜しむらくは、
「奴僕視_レ之」と返り点を打ち、「奴僕として之を視る」または「奴隷の
ごとく之を視る」と読む学生が一人もゐないことである。読みの指定を
素通りするならば、かうした訓読も可能なはずなのだが。

なほ、この「奴僕視_レ之」は、明治四十五年(一九一二年)三月二十九日
《官報》所載の「漢文教授に関する調査報告」に「返点法」第三の例文
(七)として掲げられてゐるが、当時のことゆゑ連続符号は付けず、た
だ素つ気なく「奴僕視_レ之」と返り点を打つのみである。

二つめは「未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓_レ靈_レ也」(未だ嘗て桓靈に歎息痛恨
せずんばあらざるなり／拙著一〇〇・一一七頁)だ。実はこの一文も加
地氏の『漢文法基礎』八三頁に見えるが、かねてから特異な返り点を持
つ有名な例と心得てゐるもので、加地氏の例文を拝借したわけではない。
かつて大手予備校K塾で漢文を教へてゐたとき、帰りがけに漢文の科目
統括役を務めてゐたナガシマ氏(「長島」か「永島」かは失念した。あ
るいは「島」も「嶋」か「嶋」だつたかもしれぬ)と喫茶店で雑談した
さい、「君、こんな文の返り点の付け方、知つてる?」と示されたのが、
他でもない、この一文であつた。恥づかしながら、どう返り点を付けれ
ばよいのかわからず、ナガシマ氏が笑ひながら書いてくれた正解を持ち
帰り、あわてて諸書を調べたと記憶する。果たして、その正解が「未_レ
嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓_レ靈_レ也」であつたか、それとも「未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息_レ痛_レ
恨_レ於_レ桓_レ靈_レ也」であつたかは忘れてしまつたが、とにかく「ひねくれた
問題があるものだ」と呆れたことだけはよく覚えてゐる。これは(三
国・蜀)諸葛亮「前出師表」に見える一文で、有名な文章に現れるだけ
に複雑な返り点の例として目立つらしく、古くは前掲の明治四十五年
「漢文教授に関する調査報告」に「返点法」第三の例文(十)として掲

げられてをり(ただし「歎」を「嘆」に作り、連読符号は付けず、「未嘗不嘆」息痛恨於桓靈也」と返り点を打つのみ)、漢和辞典や参考書の類にも散見する。漢文学習に関するかぎり、謂はば返り点の常連客とも言ふべき存在だ。

面白いのは、小林信明『漢文研究法』一四頁に見える返り点である。やはり有名な例文だからであらう、この一文を取り上げて「未だ嘗て桓靈に歎息痛恨せずんばあらざりき」と訓読し(文末「也」は置き字扱ひ)、左のやうに返り点を打つ。

未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓靈_レ也⁽⁵⁾

レ点の規定が緩かつた往時においては、かうした返り点も許されてゐた。「恨」から「歎息痛」の三字を飛び越えて「不」に返るのだから、あまりにも遠さうだが、三つの連読符号でつないだ「歎息痛恨」を仮に一字と見なせば、レ点で「不」に返れるわけである。これを暫く旧式と称すれば、結局、この例文には少なくとも次の三種の返り点が存在することになる。

〔現行〕

未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓靈_レ也 (主流)

未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓靈_レ也 (傍流)

〔旧式〕

未_レ嘗_レ不_レ歎_レ息痛_レ恨_レ於_レ桓靈_レ也

右の〔主流〕と〔傍流〕に関しては、やはり次節の【回答1】で論じ

ることとしたい。

ただし、〔旧式〕には無視できぬ問題がまつはる。右に「三つの連読符号でつないだ〈歎息痛恨〉を仮に一字と見なせば」と記したが、実のところ、この仮定は単なる仮定にとどまらず、侮りがたい懸念に結びつくのだ。この問題については、後出の「三懸念」で述べることにしよう。

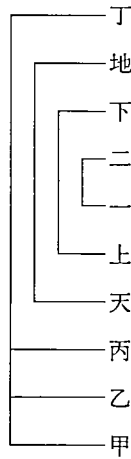
(2) 吉沢氏

吉沢康夫氏の例文は、拙著九〇〜九二頁に記したやうに、甲乙点と天地点の順序を逆転させた例である。上中下点と甲乙点の順序を逆転させる例は決して少なくないが、甲乙点と天地点の順序を逆転させる例は、まづ見かけた記憶がない。したがつて、吉沢氏の提供する例文は甚だ貴重なのである。かつて当該の例文を拝借したときは注を付してゐたのだが、拙著においては注を落としてしまつた。ここに非礼をお詫びしたい。その例文は次のとおりである。念のため、拙著九一頁そのままに書き下し文を添へておく。

何不_レ令_レ人_レ謂_レ韓_レ公叔_レ曰_レ秦_レ之_レ敢_レ絶_レ周_レ而_レ伐_レ韓_レ者_レ、信_レ東_レ周_レ也_、公何不_レ与_レ三_レ周_レ地_レ、発_レ質_レ使_レ之_レ楚_、秦_レ必_レ疑_レ楚_、不_レ信_レ周_、是_レ韓_レ不_レ伐_レ也、又_レ謂_レ秦_レ曰_、韓_レ疆_レ与_レ三_レ周_レ地_、将_レ以_レ疑_レ三_レ周_レ於_レ秦_レ也_、周_レ不_レ敢_レ不_レ受_、何_レぞ人_レをして_レ韓_レの公_レ叔_レに_レ謂_レひて_レ「秦_レの敢_レへて_レ周_レを_レ絶_レつて_レ韓_レを_レ伐_レたんとするは、東_レ周_レを_レ信_レずれば_レなり、公_レ何_レぞ_レ周_レに_レ地_レを_レ与_レへ、質_レ使_レを_レ発_レして_レ楚_レに_レ之_レか_レしめ_レざる、秦_レ必_レず_レ楚_レを_レ疑_レひ、周_レを_レ信_レぜざらん、是_レれ_レ韓_レ伐_レた_レれ_レざらん」と_レ曰_レひ、又_レ秦_レに_レ謂_レひて_レ「韓_レ疆_レひて_レ周_レに_レ地_レを_レ与

ふるは、將^{まさ}に以て周^{しゅう}を秦^{しん}に疑^{うたが}はしめんとするなり、周^{しゅう}敢^あへて受けずんばあらず」と曰^{いは}はしめざる。

これまた拙著九二頁に同じく、レ点を省いて、数多くの一二点を一組だけ残し、その他の返り点を書き抜けば、次のやうになる。甲乙点と天地人点の順序が逆転してゐることは一目瞭然だらう。



なほ、かつて吉沢氏の例文を借用したときに付けてゐた注は、左に録すとはりである。

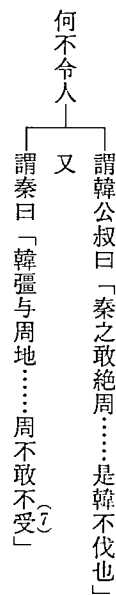
吉沢康夫『新漢文の基本構文30』（三省堂、平成三年）九〇―一〇頁。書き下し文については、多少の表記の変更等を加えた。なお、吉沢氏が〈天地人点〉を「甲乙丙点を飛ばして下から上へ返って読むときに使います」（八頁）と解説しながら、このように例外措置の請じられた例文を特に断り書きもなく〈天地人点〉の用例として挙げた真意は不明である。

文中の「例外措置」とは、甲乙点と天地人点を用ゐる順序が逆転してゐることを指す。

ただし、吉沢氏の示した訓読は、合計六十六字から成る原文を二続きに訓じてゐるため、いかにも冗長な印象ではある。簡潔を旨とする訓読

の常識に照らせば、作為ではとの疑ひすら生じかねまい。なぜ六十六字もの原文を一文にまとめて訓読する必要があるのか？ 適宜に切つて訓読するのが常識ではないのか？ 甲乙点や天地人点の使用例を呈示すべく故意に長々しく訓読してみせたやらせではないのか？——と。

けれども、構文といふ観点に立つかぎり、右の訓読は理にかなつてゐるのである。なぜなら、冒頭の「何不令人」が、中間に見える「又」で累加された二つの要素「謂韓公叔曰」と「謂秦曰」の双方に掛かつてゐるからだ。つまり、あくまで「何不令人」の管到（当該四字が支配する部分）を重んずれば、くだんの訓読は必然の結果なのである。念のため構文の骨格を整理しておく——



「何不令人」が「謂韓公叔曰」と「謂秦曰」の両者に掛かる以上、可能ならば「何不令人」を二回にわたつて訓読し、〈何ぞ人をして韓の公叔に謂ひて曰はしめざる……〉と、又何ぞ人をして秦に謂ひて曰はしめざる「……」と」と読みたいところだ。しかし、それは許されまい。「何不令人」四字を仮にとはいへ再読文字のごとく扱ふのは、訓読の常識に反するためである。そこで、まづは「何……人」から入り、〈謂韓公叔曰「……」+又+謂秦曰「……」〉全体を訓読してから、遠くさかのぼつて「……不令……」に返るのが、「何不令人」の管到に忠実たらしめるせめてもの対応策となるわけだ。吉沢氏の示した訓読は、かうして立ち現れたものなのである。事実、改めて調べてみれば、吉沢氏が掲げ

た訓読は、吉田賢抗「注釈」「史記」(一)本紀(明治書院《新釈漢文大系》38、昭和四十八年)の《周本紀》二一七頁に見え、やはり甲乙点と天地人点の順序が逆転してゐる。決して独り吉沢氏によるやらせ訓読ではない。

もちろん、左のごとく句読を短めに切れば、簡潔な印象の訓読にはなる。

何不_レ令人_レ謂_レ韓公叔_レ曰_レ秦之敢絶_レ周而伐_レ韓者、信_レ東周_レ也、公何不_レ与_レ周地_レ發_レ質使_レ之_レ楚、秦必疑_レ楚、不_レ信_レ周、是韓不_レ伐_レ也。又謂_レ秦曰、韓彊_レ与_レ周地_レ、將_レ以_レ疑_レ周於_レ秦_レ也、周不_レ敢_レ不_レ受。

何ぞ人をして韓の公叔に謂ひて曰はしめざる、「秦の敢へて周を絶つて韓を伐たんとするは、東周を信すればなり、公何ぞ周に地を与へ、質使を發して楚に之かしめざる、秦必ず楚を疑ひ、周を信ぜざらん、是れ韓伐たれざらん」と。又秦に謂ひて曰はしめよ、「韓彊ひて周に地を与ふるは、將に以て周を秦に疑はしめんとするなり、周敢へて受けずんばあらず」と。

ただし、このやうに切ると、訓読としては、「何不令人」(何ぞ人をして……しめざる)が「又」に続く「謂秦曰」に掛からなくなつてしまふため、些少とも本来の意味合ひを表出さべく、「謂秦曰」を取へて「秦に謂ひて曰はしめよ」と使役命令に訓じてみた。もつとも、かう訓読したとて、「何不令人」が「謂秦曰」にも掛かつてゐるやうには響くまい。簡潔さといふ点では優るものの、構文の明示といふ点では憾みを遺す。これを嫌へば、簡潔さを犠牲にしても、吉沢氏の示した訓読すなはち吉田賢抗氏が試みた訓読を探るしかないだらう。

たとひ当該の訓読について「訓読として簡潔さに欠ける」との評言はあり得ても、決して「訓読として誤りだ」とは言へまい。そして、その訓読が可能であるかぎり、吉沢氏の呈示した例文は、甲乙点と天地人点の順序を逆転させる「例外措置」が講じられた稀少な例として、それ相応の価値を持つのである。

以上、加地氏と吉沢氏に対するお詫びを兼ねての補足説明である。加地氏の例文は拙著が基づいた旧稿の時点ですでに拝借してゐたものであり、吉沢氏の例文は旧稿に付してゐた注記を落としてしまつたものだ。まつたく罪作りな話である。

なほ、吉沢氏の例文をも含め、いづれについても加地氏から私信を以て問題点を御指摘いただいた。茲に記して改めてお詫びするとともに、返り点に関する考察をさらに深める機会を賜つたことに対して衷心より御礼を申し上げたい。

むろん、右以外の例文も、今となつては、どこから書き写したもののなか知れたものではない。同様の非礼を犯してゐる可能性に鑑み、こゝで予めまとめてお詫びを申し述べておく。

二 質問と回答

(一) 主流と傍流

【質問一】(拙著)八五〜八六頁に、「比肩接踵一時」を「一時に比肩接踵す」と訓読する場合、「比肩接踵一時」式の返り点を「主流」とし、「比肩接踵一時」式の返り点を傍流とするかのやうな記述が見

えるが、前者を「主流」と判断する根拠は何か？

【回答一】これは雑談の席で某氏から発せられた質問である。某氏は特に質問とは意識してゐなかつたやうだが、やはり説明を要する問題だと思はれた。そもそも、いはゆる文系の学問は、確かな統計に基づいて議論することなく、自身の知識や経験に従つて断案を下すことが少なくない。なるほど、統計資料を一つも示さず、にはかに「主流」と言つたとて、根拠のない当て推量としか聞こえないだらう。もつとも、恥づかしながら、ここでも貧弱な統計すら提供できないのが実情だ。日本全国で行はれてゐる諸氏の訓読作業を見するのは不可能であり、その統計を取れといふのも応じかねる相談である。ただし、一切の根拠なく、恣意に「主流」の二字を言挙げしたわけではない。それなりの理由があればこそ「主流」としたのである。

第一は、現行の返り点法の基礎を成す明治四十五年（一九一二）三月二十九日〈官報〉所載の「漢文教授に関する調査報告」が、「返点法」第三の例文（九）に「欲取捨斟酌之」といふ返り点を示してゐるからだ。当時のことゆゑ、連読符号は付されてゐない。今、連読符号を補へば――

欲取_レ捨斟_レ酌_レ之_一 之を取捨斟酌せんと欲す。

「漢文教授に関する調査報告」は、右の流儀の返り点しか呈示してゐない。当該報告書を見るかぎり、「欲取捨斟酌之」式の返り点を打つ余地はないやうに思はれる。

第二は、日本の代表的な漢和辞典たる諸橋大漢和すなはち諸橋徹次『大漢和辞典』（大修館書店）が「比肩接踵一時」式の返り点を探つ

てゐることだ。刊行時期が古きにさかのぼることもあり、『大漢和辞典』も連読符号を付けてゐない。しかし、次のやうな返り点を見れば、「比肩接踵一時」式の返り点を採用してゐることは明らかだらう。書き下し文を添へておく。

梁武帝造_レ寺、命蕭子雲飛白大書一蕭字_一
梁の武帝、寺を造り、蕭子雲に命じて一の蕭字を飛白大書せしむ。

今、必要な部分だけ連読符号を補つて掲げれば――

飛白大書一蕭字 一の蕭字を飛白大書す。

むろん、『大漢和辞典』は「比肩接踵一時」のものにも左のごとき返り点を付す。やはり連読符号を加へて示せば――

比肩接踵於一時 一時に比肩接踵す。

言ふまでもなく、『大漢和辞典』の後継にして縮約版とも称すべき『広漢和辞典』（大修館書店）も同じ方式の返り点を探つてゐる。縮約版ゆゑにか「飛白大書一蕭字」は見えないが、「比肩接踵於一時」は『大漢和辞典』をそのまま引き継いでゐる。さらに他の例に就けば次のとおりだ。すでに引いた例文だが、茲に再掲する。

諸嶺綿延屏列其左右 諸嶺其の左右に綿延屏列す。

厭_コ聞_コ厭_コ聽_コ其_コ人民_コ之_コ事_コ

其の人民の事を厭聞厭聽す。

馴_コ致_コ服_コ習_コ天下_コ之_コ心_コ

天下の心を馴致服習す。

『大漢和辞典』と異なり、『広漢和辞典』は例文に連続符号も送り仮名も付けてゐるので、甚だ便利である。今、特に必要がないため、送り仮名は省略に従つたが。

このやうに『大漢和辞典』も『広漢和辞典』も「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点を採つてをり、「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」流の返り点は採用してゐない。『広漢和辞典』が『大漢和辞典』と並ぶ日本の代表的な漢和辞典であることは言を俟たないだらう。これを敢へて退け、「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点を主流とするのはためらはれる。

第三は、漢文の参考書として至便の辞典すなはち多久弘一・瀬戸口武夫『漢文解釈辞典』が、やはり「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点を採用してゐるからだ。四字の動詞に返る例文は同書に稀であるが、次のやうに返り点を付けてゐる。

未_五嘗_不歎_コ息_痛恨_於桓_靈也

未だ嘗て桓靈に歎息痛恨せずんばあらざりき。(13)

これについても必要箇所だけを録せば、左のとほりだ。

歎_コ息_痛恨_於桓_靈

桓靈に歎息痛恨す。

漢文学習者にとつて至便の一書たる『漢文解釈辞典』が右の返り点を採用し、「歎_コ息_痛恨_於桓_靈」式の返り点を用ゐてゐないことも、「主

流」とした根拠の一である。

このほか、乾一夫『漢文入門』も「四字の熟語に返つて読む場合には、二字ずつに分けて返り点がつき、熟語の四字を読み下すようになってゐる」と記し、実際、右の『漢文解釈辞典』に同じく、「未_五嘗_不歎_コ息_痛恨_於桓_靈也」と返り点を打つ。(14)

では、なぜかうした事実にも拘はらず、あくまで「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」を「主流」とするにとどめ、「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」のごとき返り点をも認めるのか。それは、後者の方式の返り点も敢然として通用してゐるからである。ここ数年來、私が最も気にかけてきたのは、村井章介「校注」宋希環『老松堂日本行録』に見える次の例だ。

収_コ蔵_コ愛_コ惜_コ之_コ

之を収蔵愛惜す。

区_コ処_コ分_コ置_コ倭_人

倭人を区処分置す。

第一例は、「之」から「収」に一二点で返り、三つの連続符号で四字の動詞「収蔵愛惜」を順に下つてゆく。まさに「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点だ。第二例も同様である。かうした返り点が現に出現してゐる以上、ひたすら「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点のみを推して事足れりといふわけにはゆかぬ。実際、前掲の二疊庵主人こと加地伸行氏の『漢文法基礎』は、「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点について「私はこの方法をすすめる」としてから、「しかし、別の方法もある」と述べて「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」式の返り点を紹介してゐるくらゐだ。私見とは異なり、加地氏は「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」が主流、「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」こそ傍流と見なしてゐるのかもしれない。(15)

果たして「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」と「比_コ肩_コ接_コ踵_コ一時_コ」との相違は、

新旧の差異によるものなのか、または教育用と専門家用との差異に由来するのか。それとも学派・流派などの差異が関係してゐるのだらうか。次節で述べるごとく、少なくとも古文書学の領域では「比肩接踵一時」式の返り点が好まれてゐるやうだが、四字から成る動詞について二種の返り点が併存・通行してゐる経緯の詳細は今のところ不明である。

(2) 訓読の優劣

【質問二】(拙著)四九頁に「有美玉於斯」斯に美玉有り」とあり、五〇頁に「(そのやうに)訓読する理由を説明してゐる余裕はありません」と記してゐるが、その理由を述べてほしかつた。一六頁に示された注意「返り点は簡略を旨とすべし」に従へば、この一文は五〇頁に見えるところとく「有美玉於斯」美玉斯に有り」と訓読するのが正しいはずである。なぜ、この簡略な返り点による訓読が排斥され、複雑な返り点を持つ「有美玉於斯」斯に美玉有り」のほうが正しいとされるのか？

【回答二】これは我が恩師の一たる平川祐弘氏からの質問だ。この質問への回答は、漢文訓読の原理に立ち入ることとなるため、手短かにすませるには無理がある。だからこそ拙著では説明を省いてしまつたのだが、以下、なるべく簡潔に回答を記してみよう。

まづは訓読の実態を確認しておく。改めて問題の一文を掲げれば――

有美玉於斯 斯に美玉有り。

これは『論語』子罕に見える一文で、一般には右のやうに訓読されてゐる。『孟子』梁惠王下にも類例があり、その訓読も同様だ。

今有璞玉於此 今此に璞玉有り。

すでにお気づきの向きも少なくなからう、二種の返り点が可能な例として示した前掲の一文も、実は同じ構文なのである。左に再録すれば

有楚大夫於此 此に楚大夫有り。
有楚大夫於此 (同右)

管見に入るかぎり、この種の構文について、右以外の訓読の可能性を示した書物はほぼ皆無である。そもそも最近の漢文注釈書は、原文に句読点だけを付けて、返り点・送り仮名を省き、書き下し文を添へる体裁を採ることが少なくない。となれば、返り点がかままる訓読の形式上の問題について筆を及ぼさないので当然だらう。

けれども、虚心に考へてみれば、これは不可解に映る訓読なのである。なぜなら、三例とも次のやうに訓読すれば、拙著二〇頁に記した「なるべく原文の語順を変えずに読む」原理にかなひ、結果として返り点も簡略にすむからだ。

有美玉於斯 美玉斯に有り。
今有璞玉於此 今璞玉此に有り。
有楚大夫於此 楚の大夫此に有り。

一見して見て取れるやうに、いづれも「有……於此〔斯〕」といふ構

文だ。となれば、最も容易なのは、「有……於此〔斯〕」型の構文については、まづ末尾の「此〔斯〕」を訓じ、それから上の「有」に返つてゆくことになつてゐる」との説明だらう。しかし、このやうな「さう読むことになつてゐるのだから、さう読んでおきなさい」式の解説は、私の好まぬところだ。これでは解説に非ず、ほとんど説教に近い。漢文が語学教育としての体裁を成さず、ひたすら衰退の一端をたどつてゐるのは、意識するにせよ意識しないにせよ、かうした態度を取つてゐる場面が少なくないのも一因かと愚考する。

唯一この問題に関して説明を試みてゐるのは、私を知るかぎり、前掲の多久弘一・瀬戸口武夫『漢文解釈辞典』だけだ。同書は、「有_レ人_ニ於_二此_一」此_ニ人_有」その他の類例を掲げてから、次のやうな解説を加へる。

このように読みならわされているが、有_レ名_詞於_二此_一と、下から名詞に返読するのはおかしいとして、「有_レ人_於此_二」(人ココニ有リ)などと読む人もあるが、翻訳即ち訓読は時に無理のあることは仕方のないことである。⁽¹⁸⁾

さすがに、至便の漢文学習書だけのことはある。自ら掲げた訓読「有_レ人_於此_二」此_ニ人_有」以外に、時として「有_レ人_於此_二」人_此に有_レり」といふ訓読も行はれてゐることを示してゐるからだ。その良心的な態度は賞讃に値するだらう。

しかし、これでも相変はず説明になつてゐないことは事実である。「翻訳即ち訓読は時に無理のあることは仕方のないことである」と言はれても、読み手はとまどつてしまふに違ひない。なぜ「有_レ人_於此_二」人_此

此_ニ有_レり」といふ訓読では翻訳として認められないのか、どのやうな「時に」おいて「無理」を冒す必要が生ずるのか、まつたく見当がつかないからである。右の字句では、あくまで説明の試みにとどまり、やはり明確な解説と呼ぶには程遠いだらう。

では、どう考へればよいのか。ここで改めて主張したいのが、我が持論たる「漢文訓読」記憶術論だ。すでに詳細に論じた経緯があるので、今は骨子を記すにとどめる。要するに、漢文訓読とは、訓読を通じて原文たる漢文を記憶するために用ゐられてきたのであり、訓読文の暗誦を通じて原文を記憶するといふ二重の手続きを踏む記憶術なのだ。そして、「訓読文の暗誦を通じて原文を記憶する」とは、具体的には復文の作業を指す。暗誦した訓読文から原文を復元する手続きこそが、訓読といふ営為の要諦なのである。すなはち、訓読は、原文の復元に有利なやうに、つまり正確な復文ができるやうに行ふ必要があるといふことにほかならない。意味の解釈は、あくまで訓読文および原文を記憶するための手段であり、訓読の目的そのものではないのである。以下、このやうな記憶術としての見地から、改めて問題の訓読を考察してみよう。

一般形で記せば、考察の対象は「有_レN_於此_二」(Nは名詞)といふ型を持つ文章の訓読だ。もし意味の解釈を目的として訓読するのであれば、「有_レN_於此_二」此_ニN_有」にせよ「有_レN_於此_二」N_此に有_レり」にせよ、いづれも似たやうなものだとの結論になつてしまふのではないか。日本語としての意味の表出の度合ひは、五十歩百歩といふのが正直なところだらう。さうだとすれば、簡潔な返り点ですむ後者「有_レN_於此_二」N_此に有_レり」のはうを採りたい、との意見が出るのも当然だ。そのほうがむしろ自然な選択だとも言へるのである。

けれども、ここで記憶術としての視点を導入すれば、果たしてどうだ

らうか。訓読の優劣は、訓読に基づいて正確な復文作業ができるか否かによつて測られることになる。

まづは前者の訓読すなはち「ここにNあり」だ。これを復文すれば、次の二つの原文が生じ得る。

此有_レN

有_レN_ニ於此

次に後者の訓読すなはち「Nここにあり」について復文を行ふと、これは一つの原文に決まるだらう。そして、この場合には、文頭に「N」があるため、同じ「あり」でも、「有」ではなく、「在」を充てることになる。なぜなら、場所・位置を表す語を「P」と置けば、「PにNあり」を「P有N」に、「N Pにあり」を「N在P」に復元するのは、復文における常識だからだ。

N在_レ此

さて、ここで検討を加へてみると、一見、二つの選択肢が生ずる前者が劣り、原文が一つに決まる後者のほうが優つてゐるかのやうに思はれる。しかし、後者の致命的な欠陥は、もと「有」であるはずの「あり」が「在」に化けてしまふ点だ。これは原文の記憶にとつて甚だ危ふい話である。復文すると原文の字が他の字に変はつてしまふやうな訓読では、記憶術として役に立たない。となれば、二つの選択肢に分かれてしまふとはいへ、必ず「有」を用ゐることになる前者こそが、訓読としては優るのである。御明察のとほり、「此」が「有」の上に冠せられるのか、

それとも「於」を伴つて文末に置かれるのかは、訓読の音列すなはち聴覚記憶を頼りにするだけでは確定できない。その確定には視覚記憶まで動員せざるを得ず、「たしか、下のはうにへ此」があつたはずだ」などと想ひ見るしかないのである。

右の一般形による考察を前掲の例文に当てはめてみよう。もし「ビギヨクここにあり」「いまハクギヨクここにあり」「ソのタイプここにあり」と訓読すると、いづれも次のやうに復文されてしまふ可能性が高い。

美玉在斯

今璞玉在此

楚大夫在此

原文の「有」がやはり「在」に化けてしまふため、これでは困る。そこで「ここにビギヨクあり」「いまここにハクギヨクあり」「ここにソのタイプあり」と訓読しておけば、次のやうに復文できるだらう。

斯有美玉 または 有美玉於斯

今此有璞玉 または 今有璞玉於此

此有楚大夫 または 有楚大夫於此

そこで視覚記憶に基づき、それぞれ上段の文を消去すれば、左のごとく正確な原文が得られるわけだ。同訓異字たる「此」と「斯」の区別も、視覚記憶に頼つて復元するしかないが。

有美玉於斯

今有璞玉於此
有楚大夫於此

以上によつて、なぜ「有美玉於斯」を「有美玉於斯」に「斯に美玉有り」と訓読するのか、あらまし理解していただけるものと思ふ。この「ここにビギョクあり」といふ訓読が、あくまで原文「有美玉於斯」の復元に有利だからなのである。「有美玉於斯」に「美玉斯に有り」と訓読して「ビギョクここにあり」と暗誦すると、原文を誤つて「美玉在斯」と再現してしまふ危険性が高い。この誤謬を防ぐための深謀遠慮が、「ここにビギョクあり」といふ訓読にほかならないのだ。

さらに補足すると、「有N於此」を「有N於此」に「N有り」と訓読することによつておけば、前掲の次の二つの文の訓読についても語順のうへで整合性が保てる。

今臣生十_二歳於茲_二矣
庸知_三其年之先_二後_一生於吾_二乎
庸_レ知_三其年之先_二後_一生_レ於_レ吾_二乎
るを知らんや。

この二文には「有」が見えない。したがつて、右のやうに訓読するしかないのであるが、かうした場合についても末尾の「於茲」「於吾」から上の名詞にせり上がつて読むといふ一貫性が生ずるのだ。このやうな訓読の語順に関する整合性から見ても、「有N於此」に「N有り」のはうが好都合だと言へるだらう。もし「有N於此」に「N此に有り」といふ訓読をも容認し、その語順に準じようとする、右の二文は「今臣生_二十_二歳於茲_二矣」今臣_二十_二歳_二茲に_レ生まれたり」「庸知_三其年之先_二後_一生_レ於_レ吾_二乎

生於吾_二乎」庸_レ知_三其年之先_二後_一生_レ於_レ吾_二乎」とでも訓ずるしかなくなり、いかにも無理な響きが伴ふ。すなはち暗誦しづらくなる。かうした点からも、「有N於此」に「N有り」といふ訓読が支持されて然るべきだらう。

(3) 返り点の位置

【質問三】（拙著）九一頁に「……是韓不伐也」とあるが、「不」に付いてゐる天点は、文末の「也」に打つべきではないのか？

【回答三】これは一人の読者から編集部に寄せられた質問である。すでに編集部を通じて回答済みではあるが、現行の返り点法について確認しておくべき内容を含んでゐるため、ここに再び回答の大略を記し、以て広く参考供することとする。

まづ質問の対象となつた拙著の返り点の必要な箇所のみ返り点・送り仮名を付けて示せば、次のやうになる。

A 曰………是韓不伐也

拙著当該頁の書き下し文に「……是れ韓伐たれざらん」と曰ひ」とあるとほり、拙著の訓読においては、当該「是韓不伐也」の末字「也」は読まずに置き字扱ひとし、「不」↓「曰」と返り読みしてゐるので、「不」に天点を、「曰」に地点を付けてある。

現行の返り点法では、「天・地」点を付ければ、天点を付けた字すなはち「不」から、地点を付けた字すなはち「曰」へと読み進めることになるので、置き字として扱ふ「也」に返り点を付けることはない。引用

の終結を示す助詞「ト」は、引用部分の読みの末尾すなはち「ラン」に付け、「ラント」とするのが現行の一般的な様式である。

ただし、かつては、引用の終結を示す助詞「ト」を、引用部分（「曰」の管到すなはち「曰」が支配する部分）の末尾に機械的に打つ様式も珍しくなかつた。それに従へば、左のやうな返り点・送り仮名を付けることとなる。

B 曰………是韓不伐也

「也」を読まずに置き字扱ひしてゐても、とにかく引用部分の末尾であるがゆゑに「也」に「ト」を付け、右のやうに返り点を打つてゐたわけだ。質問に見えるへ天点は、文末の「也」に打つべきではないのか？は、かうした体裁を念頭に置いての話ではないかと思考する。

実際、前節で、吉沢康夫氏の示した当該の一文が吉田賢抗氏の訓読に見えるると記したが、吉沢氏がA方式によつて「不」に天点を加へてゐるのに対し、吉田氏はB方式に則つて「也」に天点を付けてゐるのだ。往時はB方式を採る訓読者も多く、たとへば漢文の教科書として今日なほも版を重ねる内田泉之助「編」『論語新鈔』（明治書院、昭和二十八年）一〇頁は、次のやうに送り仮名を付けてゐる。

B' 曾子曰、慎終追遠、民德歸厚矣。（『論語』学而）
曾子曰く「終を慎み遠きを追へば、民の徳厚きに歸す」と。

引用の終結を示す助詞「ト」が、置き字「矣」に付けてあることは一

目瞭然だ。かういふ付け方が行はれてゐたのである。現行の返り点では、置き字「矣」ではなく、読みの最後に当たる「歸」に「ト」を添へるのが一般であらう。念のために示しておけば――

A' 曾子曰、慎終追遠、民德歸厚矣。

ただし、もし旧套に従つて「矣」に「ト」を付ける訓読者がゐれば、それまでの話だ。返り点と同じく、送り仮名についても、詳細な統一規定が存在するわけではない。いづれにせよ、書き下せば……民の徳厚きに歸す」ととなる点では同じである。

前述のごとく、近ごろの漢文注釈書は、原文に送り仮名を付けず、代はりに書き下し文を添へてゐることが多い。書き下し文さへ記しておけば、省略された送り仮名は自づから明らかならずだ、との算段である。たしかに、送り仮名そのものは明白だらう。しかし、送り仮名を付ける位置となれば、いささか話の趣が異なる。結果として、関係者の知らぬ間に、送り仮名をどこに付ければよいのか、つい迷つてしまふ向きが増えてゐる可能性も否定できない。漢文など読むのは高齢者ばかり、小さな字で送り仮名を付けても、老眼に要らざる負担を強ひるだけだ、と踏み倒すならば、もはや抗ふべき言葉を失ふが。

要するに、拙著が用ゐたA方式と質問に見えるB方式との相違は、新旧の相違と捉へればよいだらう。拙著は八頁に記したごとく「現行の返り点法」を解説した性格の一書ゆゑに、新式たるAに従つたまでである。質問者のやうに旧式たるBに基づいたとしても決して誤りではない。たぶん、今日、もし漢文の試験に臨むのであれば、やはりA方式のほうが無難だらうとは思ふけれども。

三 懸念

最後に、拙著の刊行後にいよいよふくらんで已まぬ懸念を記しておく。それは、前節まで先送りしてきた問題、すなはち連読符号がらみの返り点に見られる不統一の問題である。前に「未嘗不歎息痛恨於桓靈也」未だ嘗て桓靈に歎息痛恨せずんばあらざるなり」に関する返り点を、取り敢へず次の三種にまとめておいた。

〔現行〕

未嘗不_レ歎_二息_一痛_レ恨_レ於_二桓_一靈_二也 (主流)

未嘗不_レ歎_二息_一痛_レ恨_レ於_二桓_一靈_二也 (傍流)

〔旧式〕

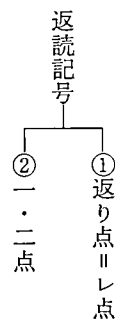
未嘗不_レ歎_二息_一痛_レ恨_レ於_二桓_一靈_二也

しかし、そのさい「暫く旧式と称すれば」と断つておいたやうに、この「旧式」はあくまで仮の呼称にすぎず、実は「漢文学の立場から見れば、さう呼ぶこともできるかもしれない」といふ程度の甚だ危ふい話なのである。

いささか必要があつて、京都造形芸術大学「編」村井康彦「編集責任」『古文書を読む』を手に取つたときのこと。書中に神津朝夫氏の執筆に係る「参考① 変体漢文の読み下し」といふ記事があり、返り点に関する説明も見えるのだが、その字句には違和感を禁じ得なかつた。

まづは、返り点の分類に疑問が湧く。なんと神津氏は、見出し「返読記号」のもとに、「①返り点(レ点)／②一・二点」と分けてゐるのだ。

これでは、「返り点」と言へばレ点のみを指し、一・二点は含まないやうに見える。素直に読むかぎり、次のごとく分類してゐるとしか思へない。



神津氏は、本当に自らこのやうに分類してゐるのだらうか。私の理解では、「返り点」と「返読記号」は紛ふかたなき同義語だ。平仮名交じりにして訓読み交じりの「返り点」は和風の呼び名、漢字のみにして音読みばかりの「返読記号」(または「返読記号」)は漢風の呼称と心得てゐる。もちろん、上二字に訓読みを用ゐて「返読記号」と読めば、それだけ和風に傾き、半和半漢に響くけれども。

これ以外の返り点、いや「返読記号」については、「複雑な構文ではさらに上下点、甲乙点などが併用される」と説くのみ。「一・二点」(なぜか、これにだけは中黒(・)が打つてある)と「上下点、甲乙点」がどのやうに「併用される」のかについては、一字も説明がない。しかも、気持ちが悪いのは「上下点、甲乙点など」といふ書き方だ。この「など」は、「上下点、甲乙点」と二種の点を挙げたゆゑの単に複数の要素の列挙を示す「など」なのか、それとも実は「上下点、甲乙点」以外にも返り点が存在することを示唆する「など」なのか、どうにも判然としない。「天地人点も存在するのだから、後者に決まつてゐるではないか」と言ふなかれ。これは初心者向けの解説書なのだ。いささか不親切ではなからうか。一・二点がさらに三・四……と延び得ることや、上下点が

解説と実際の用法とが、明らかに矛盾するのではなからうか。レ点に従つて「興」から「令」に返るのかと思ひきや、連読符号に従つて「興」から「行」に下り、「行」から「興」を飛び越えて「令」に返れとの指示をレ点が発してゐるのだから。たしかに、下の一字「行」から上の一字「令」へもどつてゐるのは事実である。しかし、あひだの「興」を飛び越えることについては、何も説明が加へられてゐない。この伝でゆけば、「天將以夫子為木鐸」（天將以夫子為木鐸）天將に夫子を以て木鐸と為さんとす）に、次のやうな返り点を打つ学生が続出するのは目に見えてゐる（例文の右上の*は非文の意。本稿では返り点の誤りを示す）。

*天將以夫子為木鐸

むろん、神津氏とて、かうした返り点を認めるつもりはないのだらう。なぜなら、実際、当該『古文書を読む』一〇頁に左のごとき返り点が見えるからだ。

可レ催一興、禁美麗好儉約

一興を催すべく、美麗を禁じ儉約を好む。

これに次のやうな返り点を打つことは、やはり神津氏も許さないはずだ。

*可レ催一興、禁美麗好儉約

では、右に掲げた「*天將以夫子為木鐸」や「*可レ催一興、禁美麗好儉約」は、いかなる理由で排斥されるのか。それを説明しておかなければ、読み手が混乱するのは必至であらう。

按ずるに、神津氏のレ点についての説明と実態とが矛盾に陥らないためには、左記のやうな規定を付け加へるしかあるまいと思ふ。

中継点に連読符号が付く場合、その連読符号と同居する中継点の返り点は、連読符号で結ばれた複数の字を一字と見なして付けるものとする。

前掲「可レ令興行茶湯候」であれば、「湯」から「興」に返り、さらに「令」へと返るため、「興」に付けた二点は中継点だ。その中継点に連読符号「興行」があるのだから、それと同居する二点は、連読符号で結ばれた「興行」の二字をあたかも一字であるかのやうに見なして付けたことになる。仮に「興行」を一字として扱へば、レ点で「令」に返つても問題なしとの寸法だ。下の一字「興行」から上の一字「令」に返つてゐると考へられるからである。かうした規定が加へてあれば、たとへば佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、〔新装版〕平成十五年）二一七頁に見える次の返り点も納得できるだらう。

令レ打擲刃傷於僧侶 僧侶を打擲刃傷せしむ。

中継点の二点は、連読符号で結ばれた「打擲刃傷」四字を暫く一字と見なして付けてある。となれば、「令」に返るレ点も「下の一字から上の一字へ戻る」機能を發揮してゐると考へられるわけだ。

同じ規定によつて、例の「*天将_レ以_レ夫_一子_レ為_レ木_一鐸」や「*可_レ催_レ一_一興、禁_レ美_一麗好_レ儉_一約」は、ただちに不可として排斥できるだらう。連読符号と中継点の返り点とが同居してゐるわけではないからだ。

御承知の向きも多いと思ふが、かつて江戸時代には「*天将_レ以_レ夫_一子_レ為_レ木_一鐸」や「*可_レ催_レ一_一興、禁_レ美_一麗好_レ儉_一約」の類の返り点も行はれてゐた。「○_レ○_レ○」は、決して由緒なき返り点ではない。今日、特に必要のない連読符号は付けずにすませる方式が一般になつたといふまでの話である。

もつとも、ここまでの記述を読みながら、暗に落ちぬ想ひを抱いた向きも少なくあるまい。といふのも、拙著二九・五七頁では、レ点の機能・用法を「連続した二字の上下を転倒させる」と規定して、右に引いた「可_レ令_レ興_レ行_レ茶湯_一候」(茶湯を興行せしむべく候)や「令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一」(僧侶を打擲刃傷せしむ)のごとき返り点を誤りとし、三点で「令」にもどる左のやうな返り点こそ正しいとしたからだ。

可_レ令_レ興_レ行_レ茶湯_一候

令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一

私見によるかぎり、これが現行の返り点法だ。「行」から「令」へ、また「傷」から「令」へ返る以上、それぞれ連続した二字ではないので、絶対にレ点は使へず、いづれも「令」にもどるには三点が必要だ、といふのが私の認識である。さらに後者について言へば、前述のごとく、次のやうに「打擲」と「刃傷」に分ち、それぞれに返り点を打つのが主流だらうと考へる。

令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一

では、なぜレ点で「令」に返る「可_レ令_レ興_レ行_レ茶湯_一候」や「令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一」を咎め立てすることなく、長々と議論の対象にしてゐるのか。すでに臆気ながらもお気づきだらう、どうやら古文書学の領域では、かうした返り点が慣行とされてゐるらしいのだ。つまり、卑近な言ひ方をすれば、業界によつて返り点の付け方が異なつてゐるのである。明確に認識してもらふべく、「漢文学」業界と「古文書学」業界の用法に分けて再掲すると、次のやうになる。

〔漢文学〕

可_レ令_レ興_レ行_レ茶湯_一候

令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一 または 令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一

〔古文書学〕

可_レ令_レ興_レ行_レ茶湯_一候

令_レ打_レ擲_レ刃_一傷_レ於_レ僧侶_一

念のため日本史学を専攻する同僚の三橋正氏に確認したところ、三橋氏は「古文書学」流の返り点法に従つてゐるとの由だ。なるほど、ある学生が、かつて三橋氏の講義で呈示された例文「朕欲_レ興_レ隆_レ内典_一」(朕内典を興隆せむと欲ふ)、『日本書紀』推古十四年五月)に、私が漢文学の授業で教へたとほり「朕欲_レ興_レ隆_レ内典_一」と返り点を付けたところ、三橋氏から「朕欲_レ興_レ隆_レ内典_一」と訂正された、と不平を言つてきたわけだ。その学生は何とも合点のゆかぬ顔つきだったが、改めて考へてみれば、私が「漢文学」式の返り点を教へ、三橋氏が「古文書学」流の返り

点で教へてゐるのだから食ひ違ひが生じるのは当然のこと、差し当たりはいづれも正解としか言ひやうがないだらう。

しかし、である。こんな現状が放置されてゐてよいのか。連読符号ハイフンの名称が不統一なのは、まだしもだ。同じ楽曲をカトリック系では「聖歌」、プロテスタント系では「賛美歌」と呼んでゐる例もあるのだから。けれども、返り点の用法が学問領域によつて異なるといふのは、甚だしいだけな話だ。業界には業界独特の用語があるとの立場もあるとはいへ、ここで問題としてゐるのは、用語ではなく、用法なのだ。試みに問ふ、数学と物理学とで、数式に使ふ符号の用法が異なつてゐてよいのか、実際そのやうな例があるのだらうか。むろん、たとへば小数点が日英米とヨーロッパ大陸とで異なるやうな例はある。だが、返り点は一に日本の国内問題、それも漢文訓読の花形とも称すべき符号ではないか。その用法の不統一を等閑に付したままであるとは、惰性以外の何物でもあるまい。漢文訓読における送り仮名となれば、現行の日本語の文章における送り仮名と否が応でも関連するため、漢文独自の規定を設けて押し通すのは難しいだらう。たとひ設けたとしても、一般の日本語の慣習と異なれば、有無を言はず踏み倒されてしまふ可能性がある。しかしながら、返り点は謂はば漢文訓読の専売特許だ。その気になりさへすれば一定の基準による統一が可能であり、少なくとも統一しようとする規範意識を失つてはなるまい。

返り点法その他の統一基準について論ずるとなれば、まづは明治四十五年（一九一三）三月二十九日〈官報〉所載の「漢文教教授に関する調査報告」を挙げるのが常識だらう。とはいへ、この報告が世に出てから、まもなく百年が経たうとしてゐる。その後、中学・高校の国語科の教科書などで、部分的にして些少とはいへ創意工夫による変更が加へられて

きてゐるのも常識だ。けれども、管見に入るかぎり、新たな統一規定らしきものは明文化されてゐない。もし漢文学者と古文書学者とのあひだで返り点について議論が交はされ、漢文学では「〇〇〇〇」のはうが合理的、古文書学では「〇^レ〇^〇〇^〇」こそ合理的との結論が下されたのであれば、それはそれで結構な話だらう。しかし、双方とも旧習のままに流されてゐるのが実情ではあるまいか。そして、事が返り点に関する以上、その第一義的な責任は漢文学の側にこそあるのではなからうか。

もちろん、統一基準らしきものが作成されたとして、皆がそれに従ふ保証はない。実際、明治四十五年の「漢文教教授に関する調査報告」にしても、だれもが統一基準として尊重してゐたわけではなかつた。事実、その「返点法」第三の例文（六）に「欲^レ取^レ捨^レ之」（之を取捨せんと欲す）といふ返り点が表示されてゐたにも拘はらず、右で見たやうに、少なくとも古文書学では今なほ「欲^レ取^レ捨^レ之」のごとき付け方が好まれてゐる。漢文学者として、「漢文教教授に関する調査報告」の呈示した返り点法を挙つて規範としたわけではない。二つだけ実例を挙げてみよう。

- 一つめは、小林信明『漢文研究法』である。小林氏は、返り点の不統一を説明すべく、まづ次の二つの例を掲げる
- ア 聖人不^レ凝^レ滯^レ於物^一
 - イ 聖人不^レ凝^レ滯^レ於物^一

そして、この二種の返り点について、左のやうな解説を加へた。

「凝滯」を一語として扱ふ限り、「不」への「返り点」は、「三」で

あろうと「レ」であろうと、実質的には相違がない。それは、「凝滞」の間に「レ」が施されているといえないにも関係なくそうである。したがって、「不_レ凝滞於物」・「不_レ凝滞於物」も、「不_レ凝滞於物」・「不_レ凝滞於物」も、いずれも「かな混り文」に書き下せば、「物に凝滞せず」となる。このごろは、多くはアの「返り点」に従うのが常であるが、以前にはイの形が通行していたから、どちらで提示されても驚かないようにされた⁽²⁾。

注目すべきは「このごろは、多くはアの〈返り点〉に従うのが常である」といふ字句である。ア「聖人_{不_レ凝滞於物}」の返り点は、「漢文教授に関する調査報告」に見える前掲の例文「欲_{取_レ捨之}」の流儀に従つてゐるので、やはり当該報告書は規範としての役割を果たしてゐたのかと思ひきや、実のところ、小林信明『漢文研究法』の刊行は昭和三十二年（一九五七）のことだ。「漢文教授に関する調査報告」が印刷に付された明治四十五年（一九一〇）から数へれば、すでに経ること四十五年。その昭和三十二年の時点で「このごろは」と言ふ以上、逆に当該報告書の規範性が薄かつたことを物語つてゐるとも解せられるのである。事実、小林氏が「漢文教授に関する調査報告」の呈示した返り点の打ち方を規範として意識してゐたとは思へない。なぜなら、前述のごとく、「漢文教授に関する調査報告」の「返点法」第三の例文（十）に「未_{嘗_{不_レ歎息痛恨於桓靈也}」（今、連読符号を補つた）とあるにも拘はらず、小林氏は「未_{嘗_{不_レ歎息痛恨於桓靈也}」と返り点を付けてゐるからである。これが、アではなく、イの方式に従つてゐることは明らかだらう。「漢文教授に関する調査報告」の規範性は、微弱なものにすぎなかつたのである。}}

二つめは、木下彪「謹解」『大正天皇御製詩集』（昭和三十五年、明德出版社）だ。木下氏は、「漢文教授に関する調査報告」が示した使役形の訓法を無視し、使役形に独自の返り点を付けてゐる。使役形に用ゐられる「使」は、かつて再読文字として扱はれることが少なくなかつた。具体的には、次のやうな返り点が平然と行はれてゐたのである。

*能_{使_レ枉者直} 能_く枉_がれる者_をして直_{から}しむ。

現行の返り点法では、「二下」といふ複合返り点は許されない。「漢文教授に関する調査報告」は、漢文に類出する使役形に右のごとく煩はしい返り点を打つことを嫌つたのか、その「返点法」末尾の注意第二で「能使_レ枉者直」と返り点をほどこし、さらに、再読文字の送り仮名の付け方を説明した「添仮名法」第七においても、重ねて「能使_レ枉者直」と記してゐる。使役動詞「使」を再読文字として扱はず、かつての初読「して」を送り仮名に回し、再読「しむ」を「使」の読みに残したのだつた。省略された送り仮名を補つて記せば、左のごとくである。現行の使役形の訓法に一致することは言を俟たない。

能_{使_レ枉者直}（同右）

ところが、木下氏は、この訓法が気に入らなかつたのか、まったく逆に、かつての初読「して」を「使」の読みに充て、再読「しむ」のはうを送り仮名に回した。同じ例文を以て木下氏の訓法を示せば――

能使^ク枉^チ者^ニ直^ス (同右)

今、木下氏の訓法の詳細は省略に従ふ。⁽²⁵⁾ここで肝腎なのは、この訓法を用ゐた木下彪「謹解」『大正天皇御製詩集』が昭和三十五年(一九六〇)に刊行されてゐることだ。小林信明『漢文研究法』の刊行に遅れること三年、やはり昭和三十年代半ばになつても「漢文教教授に関する調査報告」は規範としての役目をろくろく果たしてゐなかつたのである。

このやうに叛旗を翻した実例を目にすると、「どうせ新たな統一基準を作成しても空振りに終はり、結局は訓読者がそれぞれ身勝手に返り点を用ゐるだけだ」との思ひがつのるだらう。もしかすると、いささか性急な向きは「どのやうな返り点を使はうと、訓読者の自由ではないか。読みの順序さへわかれば、それで十分だ」とすら考へるかもしれない。

けれども、我思ふやう、国語科の教科書に新たな統一基準を呈示すれば、その普及は容易だらう。皮肉なことに、漢文教育は衰滅の危機に瀕してゐるからだ。もはや、センター入試すなはち大学入試センターが実施する大学入学試験に国語科で出題されてゐるのを除けば、たいいていの私立大学では国語科の入試問題から漢文を外してをり、したがつて中学・高校でもろくに教へず、一部の予備校で熱心な授業が行はれてゐるにすぎない。それだけ教科書の持つ比重が大きくなつてゐるのである。その教科書が一定の返り点法を呈示すれば、予備校はもちろんのこと、センター入試の出題にさいしても、異なる返り点法が幅を利かせる余地はなくなるだらう。むしろ、実際に書物で見かける別種の返り点法についての配慮を欠くことはできないが。

一方、読みの順序さへわかれば、いかなる返り点法も許容すべきだ、との主張には、たうてい賛成しかねる。たとへば次のやうに返り点を付

けたとしても、読みの順序だけは明示できるため、誤りとして排斥できなくなつてしまふからだ。一般には「己所^レ不^レ欲[、]勿^レ施^ニ於^人一也」⁽²⁶⁾の欲^せざる所^は、人^に施^すこと勿^{かれ}と返り点を打つ一文である。

* 己所^三不^二欲[、]勿^レ施^ニ於^人一也

* 己所^不欲[、]勿^人施^於人^天也

もし本当に読みの順序さへ表出できればよいのであれば、韓国の漢文入門書風に左のごとく数字番号を付けるのが最も明快、返り点など廃止してしまへ、といふことにもなりかねまい。

* 己所¹不⁴欲³、勿⁷施⁶於⁵人²⁶也

返り点の用法に自由裁量の余地を主張する向きも、さすがに右のやうな身勝手は許さないだらう。「そこまで自由を認めるつもりはない」と。では、どこまでは自由を制限し、どこからは自由を許容するのか。両者を画する一線を明確に説明したうへで、自由の許容範囲をも明示せねばなるまい。さうした措置を怠つておきながら、たまたま返り点にぶれが生じたときにだけ「かういふ付け方もあり得る」と言ふのでは、いつまで経つても体系性を欠いた場当たり指導に終はつてしまふだらう。

もしかすると、明治四十五年「漢文教教授に関する調査報告」が改訂されぬまま今日に至つてゐるのは、そもそも官報に掲載された当該報告の官製臭に不純さを感じたり、当該報告の「添仮名法」第五に皇室についてのみ敬語を用ゐるべき旨が記されてゐる点に反発を覚えたりする向きが多いからかもしれない。しかし、これは改訂を怠る正当な理由にはな

らないだらう。たしかに、この「漢文教授に関する調査報告」は、文部省の依託を受けて、服部宇之吉ほか十人の学者が漢文訓読法の要点をまとめて文部大臣に提出したものであり、官製臭が漂ふことは否めない。その象徴こそが皇室に関する敬語の使用を説いた一節だ、と見ることもできるだらう。けれども、官製にせよ私製にせよ、返り点法を含む漢文訓読法に一定の基準が必要であるかぎり、当該報告の改訂を以て明文化を図るのが最も自然な手続きかと愚考する。どうしても皇室への敬語云々が気に食はなければ、省略してしまふだけのことだ。今日の漢文訓読で、皇室に対する崇敬の念が問題となる可能性は皆無に近いのだから、時として現れる返り点の不統一——この問題を払拭するために、速やかに明治四十五年「漢文教授に関する調査報告」の改訂を図るべきではなからうか。漢文関係者がその種の作業に手を着けようとせぬ現状こそ私の最大の懸念であると称しても過言ではない。

今のままゆけば、遠からず漢文教育は消滅してしまふだらう。「御自慢の返り点でさへ、きちんと用法が決まつてゐないとか。少し複雑な文になると、今でも学者さんによつて付け方がばらばらのやうですなえ」などと嫌味を言はれるまへに、能ふるかぎり教学内容を整然と体系化しておかねばならぬ。万人をして首肯せしむる教学内容なかりせば、たうてい教育体制上の危機に対処できないだらう。消滅の危機が顕在化してから返り点の用法を統一せんとしても、もはや証文の出し後れ、だれも耳を貸さぬことは目に見えてゐる。拙著における返り点の体系化の試みが、そのための一助となれば幸ひだ。謹んで関係各位の御支援・御協力をお願いしたい。

注

「これならわかる返り点」後始末

古田島洋介

- (1) この一文は、諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)巻六・八〇二頁「比肩接踵」項および諸橋轍次ほか『広漢和辞典』(大修館書店)中巻・七四三頁「比肩接踵」項に見え、出典を『日本外史』足利氏後記/武田氏・上杉氏とする。今、頼久太郎「校正日本外史」(頼氏蔵版、田中太右衛門ほか発行、明治三十九年〔再版〕)五一九頁を檢するに、原文を「比肩接踵於一時」に作る。拙著は「於」一字を脱してをり、二疊庵主人こと加地伸行「漢文法基礎」八二頁も「於」を記してゐない。「於」を除いても、訓読および返り点に変更が生じるわけではないが、なほ、当該「校正日本外史」は返り点を「比肩接踵於一時」と打つ。これは「於」に助詞「に」を充てて訓じてゐるためで、この種の「於」を置き字として扱ふ現行の訓読法とは異なる。ちなみに、頼久太郎は頼山陽の通称である。
- (2) 改めて檢するに、この三つの例文は、諸橋轍次ほか『広漢和辞典』(大修館書店)上巻・一〇五七頁「屏列」項/下巻・二四九頁「低懸」項/下巻・二七二頁「馴致」項から書き抜いたものかと思ひ。
- (3) 拙論「返り点を正しく打つために——現行返り点法の要領——」/『明星大学紀要』(日本化学部・言語文化学科)第十四号(平成十八年三月)所収。
- (4) 諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)巻六・六四四頁「歎息」項+巻七・一一七五頁「痛恨」項、諸橋轍次ほか『広漢和辞典』(大修館書店)中巻・一二三八頁「痛恨」項。多久弘一・瀬戸口武夫『漢文解釈辞典』(角川書店、昭和五十四年)/(新版)国書刊行会、平成十年)一二七頁。乾一夫『漢文入門』(有精堂、昭和六十三年)六三頁。
- (5) 小林信明『漢文研究法』(洛陽社、昭和三十二年/改訂二十六版)昭和五十四年)一四頁。「桓・靈」の並列符号「・」は省略した。
- (6) 拙論「返り点をつかむ——先達が古典に対して發揮した知恵」(明星大学青梅校舎日本文化学部共同研究論集・第五輯「古典と先達」/『編集責任者』小堀桂一郎、明星大学日本文化学部、平成十四年)一五一頁、注(3)。
- (7) 馬持盈「註」『史記今註』第一冊(台湾商務印書館、一九七九年)一三九頁も当該箇所の様文を同様に解釈してゐるらしく、「何不令人謂韓公叔曰……又謂秦曰……」を「為什麼不派人告訴韓國的公叔說……再派人對秦國說……」と現代中国語に訳す(傍点は引用者による)。
- (8) 古典研究会『和刻本正史』『史記』(一)(汲古書院、昭和四十七年)一二三頁下に見える訓読文を参照しつつ、単見によつて変更を加へた。
- (9) 諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)巻九・九二〇頁「蕭齋」項。文中の「飛白」は書法の名である。なほ、例文に見える「懸」は暫く「蕭」に作つた。
- (10) 同右辞典/巻六・八〇二頁「比肩接踵」項。「於」字については注(1)を参照。

- (11) 諸橋謙次ほか『広漢和辞典』(大修館書店) 中巻・七四三頁「比肩接踵」項。
 (12) 同右辞典 注(2)に同じ。
 (13) 注(4)所掲『漢文解釈辞典』一二七頁。「桓・靈」の並列符号「・」は省略した。
 (14) 注(4)所掲『漢文入門』三三頁。
 (15) 同右書／六三頁。
 (16) 村井章介「校注」宋希環『老松堂日本行録』(岩波文庫、昭和六十二年)二三九頁「老松宋先生日本行録序」／二五九頁『世宗実録』抄・6月13日条。
 (17) 二畳庵主人こと加地伸行『漢文法基礎』(増進会出版社、昭和五十二年／新訂版第三刷)昭和六十三年)八二頁。
 (18) 同注(13)所掲書／九七頁。文中、太字で記された「名詞」は、暫く並字とした。
 (19) 『漢文訓読』(記憶術)論の詳細については、左の拙論を御参照いただきたい。
 ・『漢文訓読の』(割引率)——記憶術としての定位／『明星大学紀要』(日本文化学部・言語文化学科)第五号(平成九年三月)所収。
 ・『漢文訓読』(記憶術)論 再検証／『明星大学紀要』(日本文化学部・言語文化学科)第六号(平成十年三月)所収。
 ・「暗記できればまずよし——『漢文訓読』(記憶術)論の検証」／明星大学青梅校舎日本文化学部共同研究論集・第一輯「普週文明と民族文化——言語現象・造型表現・文明論の領域——」(編集責任者 小堀桂一郎、明星大学日本文化学部、平成十四年)所収。
 (20) 以下の引用は、京都造形芸術大学「穂」村井康彦「編集責任」『古文書を読む』(角川書店、平成十四年)一四頁に見える神津朝夫「執筆」参考①「変体漢文の読み下し」の「返読記号」項に基づく。例文のルビは、すべて引用者による。
 (21) 現に、たとへば小島憲之ほか「校注訳」『日本書紀』②(小学館、(新編)日本古典文学全集)3、平成八年)五五二頁は「朕欲_レ興_レ陸内典_一」と返り点を付けてゐる(連読符号は見えない)。
 (22) 『ニュートン』NEWTON別冊『虚数がよくわかる』(ニュートンプレス、平成二十一年八月)一九頁に「現在でも小数の表記方法は統一されていない。ヨーロッパ大陸などでは小数点に「(カンマ)」が用いられており、英米や日本などでは「(ピリオド)」が使われている」とある。
 (23) 注(5)所掲『漢文研究法』一四頁。便宜上、二つの例文は必要部分のみを切り出し、解説文についても数個の説点を省いて不要の文字を除き、改行は無視した。
 (24) 同右書／同頁。
 (25) 木下氏の訓法の詳細は、拙著『大正天皇御製詩の基礎的研究』(平成十七年、明德出版社)Ⅱ「研究」の二「御製詩の訓読をめぐる」を御参照いただきたい。一六八

〜一七一頁に木下氏が用ゐた使役形の訓法に関する記述がある。

- (26) 曹斗鉉「編著」『模範漢文入門』(ソウル・一志社、一九七二年)五五頁。原文の右傍にハングルで発音が、左傍に数字番号で解釈の順序が付いてゐる。便宜上、発音を示すハングルを省き、数字番号を右傍に移した。数字番号は解釈の順序を示すが、韓国語と日本語の語順が酷似してゐるため、ほとんどの場合、結果としては返り点と同じ機能を発揮する。